

基礎案での記載箇所		章項目	5. 6	ページ	53	行	13
事業名	維持管理(河川区域の管理)			河川名	淀川水系		
府 県	流域2府4県						

### ●現状の課題

河道内においては、高木樹木の繁茂及び堆積土砂によって、治水に対する影響が生じているところがある。

なかでも堆積土砂は、船舶の航行にも影響を及ぼすこととなる。

また、近年水と緑の貴重な空間として河川空間が注目され、年々利用者が増加している中で、河川利用者の安全性の向上を図るとともにバリアフリー化を含めた施設の改善や通路の確保が必要である。併せて、歩行者等の移動が円滑に行えない地区があり、その改善が望まれている。

多くの住民・住民団体の協力で清掃活動が年々増し、モラルが高まってはいるものの、一部の河川利用者によるゴミ投棄や流域からの流入ゴミに加え、家電製品や自動車などの廃棄物の不法投棄が増加している。

その他、昨今の社会情勢を受けてテロの発生に対する危機管理の体制強化が必要となっている。

### ●位置図



### ●河川整備の方針

#### 1)樹木の伐採と管理

河川管理上支障となる河道内樹木については、繁茂の状況や河川環境の保全に配慮しつつ、災害防止等の観点から樹木群の拡大防止等適正な対策を図る。

#### 2)河道内堆積土砂等の管理

河道内堆積土砂の除去については、河床変動状況や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断する。なお、その際コンクリート用骨材として利用可能な場合は、砂利採取の許可の検討を行う。

#### 3)安全利用のための対策

河川利用者の安全性の向上を図るとともに、バリアフリー化を含めた、施設の改善や通路の確保を図る。

また、安心して利用できる河川空間を目指すと共に、危険が内在する河川の自然性を踏まえた寡占利用及び安全確保のあり方に関する情報提供と啓発を関係機関、住民・住民団体の協力を得て行う。

#### 4)河川内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策

「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくとともに、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。

#### 5)河川環境の保全のための指導

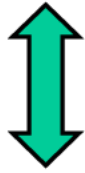
河川環境の保全のため、巡視を行い、不適切な河川内の利用に対して指導を行う。

#### 6)テロに対する河川管理施設等における管理体制の強化

関係機関と連携し、平常時から危機管理対策を講じる。

## ■樹木の伐採と管理

**治水安全上の支障** ①洪水時に樹木が、著しい流水阻害となる場合



②洪水時に樹木の流出により、堤防、護岸、橋梁等の構造物に損傷を与える恐れがある場合

③樹木が、洪水の偏流を助長し、堤防や護岸へ損傷を与える恐れがある場合

④樹木の根が、堤防及び樋門等の構造物に損傷を与える恐れがある場合

⑤樹木の倒壊により、河川利用者に危害を与える恐れがある場合

**河川管理上の支障** ⑥防犯上、維持管理上(洪水後のゴミ堆積等)に障害となる場合

## ■河道内堆積土砂等の管理

河床変動の確認を行い、適切な河道管理を実施します。また、砂利採取規制計画に基づきコンクリート用骨材として利用可能なものについては砂利採取許可を行い資源の有効活用、経費の節減を図ります。

## ■安全利用のための対策

### ■バリアフリー化

#### 河川敷の現状

河川敷に行くためには、高い堤防を上り下りしなければならず、そのための階段や坂路が急であったり、手摺りがなかったり、また河川敷のトイレが使いにくいなど、高齢者や障害を持った方が安心して利用できるとは言えないのが現状である。

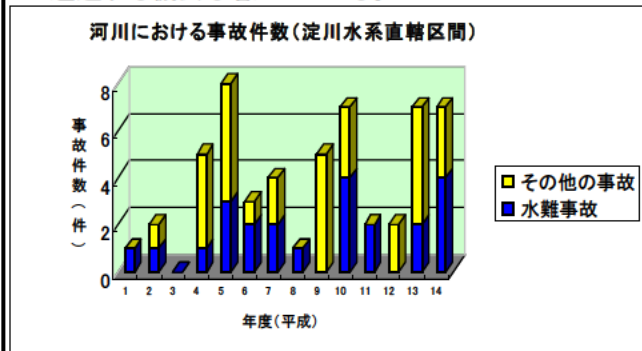
#### 高齢者や障害を持った方々のご意見

- 堤防の上り下りがきつい。
- 足が不自由なので、自動車を使って河川敷に行きたい。
- 歩いている時バイクが通るのが怖い。
- トイレの使い勝手が悪い。

等

### ■水難事故防止協議会(仮称)の設置

河川利用の促進や水辺空間の親水化の結果、人々が水辺に近づく機会が多くなり、水難事故や転落事故の危険性に遭遇する機会も増加している。



## ■河川内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策

### ・不法投棄防止協議会(仮称)の設立

河川や河川区域周辺における不法占用や不法なごみ投棄を防ぎ、河川の機能を保持するとともに良好な河川環境を保つため、河川管理者、沿川地方公共団体、警察署、沿川住民自治会、消防署、NPOなどメンバーとした「不法投棄防止協議会(仮称)」を設立し、投棄の摘発、取り締まり強化を行うとともに、パンフレットの配布など河川愛護の啓発活動を進めることによって、地域に密着した河川環境、地域環境の保全が可能となる。

#### 空間監視用カメラによる監視及び巡視強化

ゴミ等の不法投棄は、処分が遅れればゴミの山となることが多く、巡視等で発見次第速やかに処分する必要がある。しかし、ゴミは、繰り返し投棄されるため、対応が追いつかないのが現状である。

そのため、空間監視カメラ(CCTV)を活用すれば、効率的にかつリアルタイムに監視することができ、不法投棄に対する即時対応や不法行為に対する摘発も可能となる。

## ■河川環境保全のための指導

### ○外来種の増加等

- ◆「魚類等の外来種の密放流をさせない」 ◆「外来種植物の拡大を防止する」

### ○水上バイク・プレジャーボート、釣りなどによる利用やモトクロス等による不正な利用

- ◆「水を汚染しない」 ◆「川や湖の生態系を壊さない」◆「他人に迷惑をかけない(騒音、ごみ、事故の危険性、違法駐車等)」のことを基本として……

巡視等による早期発見で、早期の指導及び是正が求められている。

## ■テロに対する河川管理施設等における管理体制の強化

平成13年9月11日に発生した米国同時多発テロ以降、危機管理に対する体制の強化が叫ばれている。河川においても、ダム等の重要な河川管理施設や橋梁等が破壊された場合、その被害は計り知れないものとなることから、今後も引き続きテロの発生に対する危機管理の体制強化が必要となっている。

## 樹木の伐採の管理

## ●具体的な整備内容

## (3)河道内維持

## 1)樹木の伐採と管理

流水の阻害状況等を検討した上で、河川管理上支障となる樹木については伐採を実施する。なお、実施にあたっては、住民・住民団体の意見も聞き、生物の生息・生育環境を配慮して、伐採の方法や時期等について定める。

## ●スケジュール

河道樹木管理計画を検討中

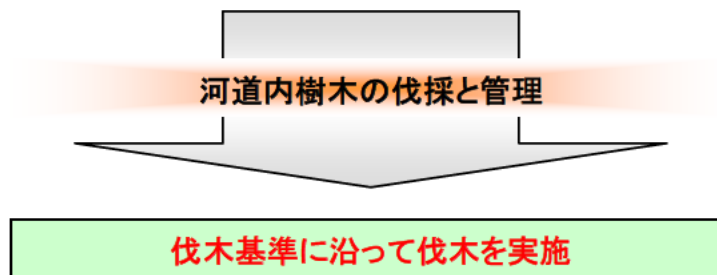
倒木の処理について「伐木の考え方」に編集予定



## ●概要

## ■河道内樹木の伐採

河道内の樹木は、河川の生態系の保全や、良好な河川景観の形成等に重要な要素となっている。しかし、治水安全上及び河川管理上の支障となる場合には、伐木を行うことで、治水安全度の維持が図れる。



## 整備効果

- ・流下能力の維持、拡大
- ・河川管理施設等の保護(被害回避)による破堤等の防止
- ・河川利用者に対する安全の確保
- ・快適で安全な河川空間の創造

伐木は、予め環境保護団体、学識経験者、地域住民等の意見を聞き、各河川毎に伐木の考え方を定め実施していく。



## ●提案理由

**治水安全上の支障**

- ①洪水時に樹木が、著しい流水阻害となる場合
- ②洪水時に樹木の流出により、堤防、護岸、橋梁等の構造物に損傷を与える恐れがある場合
- ③樹木が、洪水の偏流を助長し、堤防や護岸へ損傷を与える恐れがある場合
- ④樹木の根が、堤防及び樋門等の構造物に損傷を与える恐れがある場合

- ⑤樹木の倒壊により、河川利用者に危害を与える恐れがある場合
- ⑥防犯上、維持管理上(洪水後のゴミ堆積等)に障害となる場合

**河川管理上の支障**

台風の影響による倒木



流木による橋脚部分の閉塞



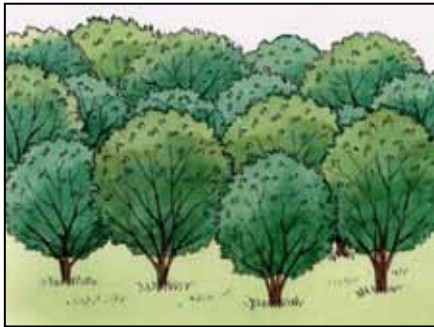
## 概要

河道内樹木伐採の考え方  
伐採方法について検討を行い実施する。

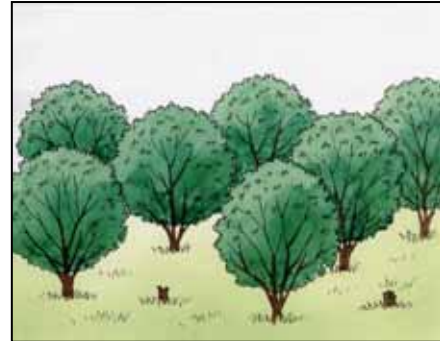
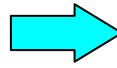
箇所の選定：洪水の流下に支障がある場合  
時期の決定：生態系への影響を考慮して決定  
対象樹木：幹周り、樹木高、伐木頻度を考慮して決定  
伐木方法：除根、整地、除草は必要最小限とする  
伐木の処分：再資源化による処理を試行実施



木津川下流の伐採区域（H12年度）



洪水の妨げが大きいものを中抜きの伐木



切株を残し、動物のかくれがを確保

## 委員会等からの意見

(基礎原案への意見)

河道内樹木の伐採と管理についての考え方と方針はいずれも概ね適切である。

整備にあたっては以下の点に配慮して実施することが望まれる。

- ・生物の生息・移動環境を保全するため河道外の河畔林や樹林帯との連続性を考慮した管理を行うべきである。河川敷において種を維持する動物の生息情報がある場合、実地調査と学識経験者などの意見を聴きながら行うこと。
- ・環境配慮の視点に立っても治水上支障となる樹木の伐採は必要であり、どの程度、樹木が存在すれば、洪水時の疎通能力を阻害するかを明確にして実施するべきである。
- ・河道内樹木については、水辺林、高水敷林、河畔林等に分けて考えるべきである。
- ・外来樹木(ニセアカシア、トウネズミモチ、シンジュなど)は伐採すること。
- ・大臣管理区間か否かに関わらず、治水上伐採する必要がある場合は、速やかに実施あるいは実施のための指導・支援を行うべきである。

(基礎案への意見)【琵琶湖部会】

「野洲川伐木基準(案)」が、ともかくも作られたことは、取り敢えず評価できる。但し、根固め部に繁茂するヤナギ林などについては、近年その洪水対策としての有効性を論じる人々もあるので、それらの意見を十分に聞き、従来とは異なった「治水」の実をあげるよう、十分な考察を行う必要がある。

また、野洲川以外についても、直轄区間のみならず、少なくとも「検討」を行うべきである。

(木津川上流環境研究会:河道内樹林WG)

木津川・服部川の上野遊水地周辺では河道勾配が緩く、近年、河道内には竹林が多く繁茂しているため、河道内樹林繁茂と堆積土砂の関連性について十分な調査・検討を行い実施する必要がある。

●進捗状況報告(淀川、琵琶湖、木津上、猪名川)  
継続実施中

(琵琶湖)

「野洲川伐木基準(案)」を基に、治水上・河川管理上の影響を与えている箇所の伐木を実施。

(木津川上流)

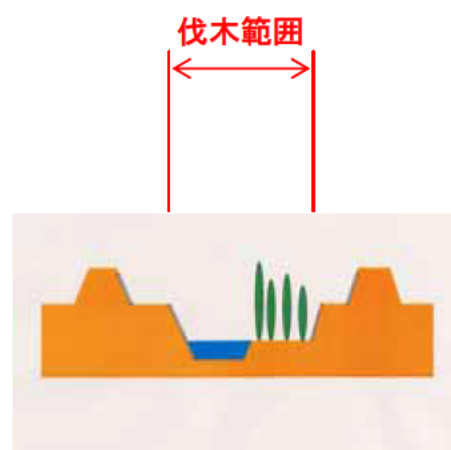
木津川上流環境研究会 河道内樹林WG 年2~3回開催



伐木前



伐木後



樹木の間引きを実施した

●今後の見通し等

(淀川)

「伐木の考え方(河道樹木管理計画)」を検討中

(琵琶湖)

今後も治水上・河川管理上影響のある伐木は継続的に実施する。伐木基準作成に向け、自治体等の意見を聴取するとともに、効果等把握のための検討を行う。

(木津上)

既存資料等からの基礎調査及び現地予備調査を実施、新たな方法を検討

(猪名川)

伐木基準等の検討予定



## 樹木の伐採と管理(下河原地区)

## ●具体的な整備内容

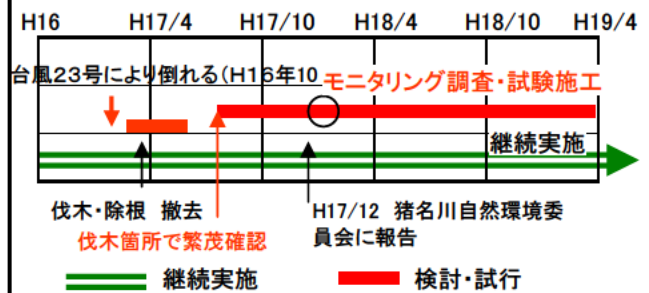
## (3)河道内維持

## 1)樹木の伐採と管理

流水の阻害状況等を検討した上で、河川管理上支障となる樹木については伐採を実施する。なお、実施にあたっては、住民・住民団体の意見も聞き、生物の生息・生育環境を配慮して、伐採の方法や時期等について定める。

## ●スケジュール

モニタリング調整をし、最適な伐木基準案を検討



## ●概要 位置図



平成14年 撮影



ハリエンジュの  
群落面積 0.49ha  
(H11河川水辺の  
国勢調査)



平成15年7月 撮影

## 整備効果

- ・流下能力の維持、拡大(死水域部の解消)
- ・河川管理施設等の被害回避(洪水時の樹木流出防止)
- ・快適で安全な河川空間の創造(防犯上、維持管理上の障害除去)
- ・外来種対策

## 提案理由

平成6年度の河川水辺の国勢調査でハリエンジュの生育が確認された。群落面積は平成6年度では0.13haだったが、平成11年度の調査では、0.49haへと拡大している。ハリエンジュは根が浅く洪水時に流出し、橋脚部分の閉塞を生じる恐れがある。ハリエンジュは下河原地区のみで生育しているので、伐木、除根により完全に駆除できる。



### 委員会等からの意見

#### (基礎原案への意見)

河道内樹木の伐採と管理についての考え方と方針はいずれも概ね適切である。

整備にあたっては以下の点に配慮して実施することが望まれる。

- ・生物の生息・移動環境を保全するため河道外の河畔林や樹林帯との連続性を考慮した管理を行うべきである。河川敷において種を維持する動物の生息情報がある場合、実地調査と学識経験者などの意見を聴きながら行うこと。
- ・環境配慮の視点に立っても治水上支障となる樹木の伐採は必要であり、どの程度、樹木が存在すれば、洪水時の疎通能力を阻害するかを明確にして実施するべきである。
- ・河道内樹木については、水辺林、高水敷林、河畔林等に分けて考えるべきである。
- ・外来樹木(ニセアカシア、トウネズミモチ、シンジュなど)は伐採すること。
- ・大臣管理区間か否かに関わらず、治水上伐採する必要がある場合は、速やかに実施あるいは実施のための指導・支援を行うべきである。

### 進捗状況報告(猪名川)

#### 経緯

平成6年度 河川水辺の国勢調査でハリエンジュの生育が確認 群落面積 0.13ha

平成11年度 河川水辺の国勢調査 群落面積 0.49ha

平成16年 台風23号で 多くのハリエンジュが倒れる

河川管理施設への影響を考慮し倒木処理と伐採撤去を実施

平成17年 8月 現地で2m程度の個体が繁茂確認

台風23号後(10月25日)ハリエンジュの倒れている状況



ハリエンジュは根が浅いため、台風23号の洪水により多くの木が倒れた

#### 倒木撤去・伐採除根実施後



平成17年4月 撮影

埋設種子からの出芽や残った根から萌芽したと考えられる

平成17年8月 撮影



平成17年 8月  
伐採箇所で2m程度の個体が広く繁茂 確認

### 今後の見通し等

繁茂している状況を放置すれば、ハリエンジュは、生育が早く、河川管理上の支障となるので、どのような伐採方法、除根方法等を実施すれば良いか、またどのように処置すれば、コスト縮減を図れるか等を試験的に実施し、モニタリング調査を実施し、最適な伐木基準案を検討する。

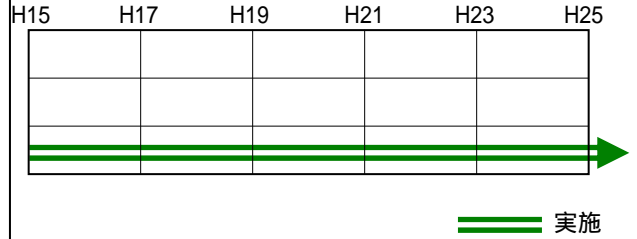
河道内堆積土砂等の管理

具体的な整備内容

定期的に河道形状の把握を実施し、流水障害になる体積土砂の浚渫を実施する。なお、実施にあたっては、住民・住民団体の意見も聞き、生物の生息・生育環境を配慮して実施する。  
 なお、淀川の場合9.8～26.2kmの内、局所的な堆砂による流下阻害箇所及び船着き場完成区間の航路を確保する必要のあるところについては、浚渫を実施する。  
 その際コンクリート用骨材として利用可能な区間は砂利採取規制計画に明記して、資源の有効活用の観点から砂利採取を認める。

スケジュール

新たな方法を検討



検討・実施内容

河床変動調査

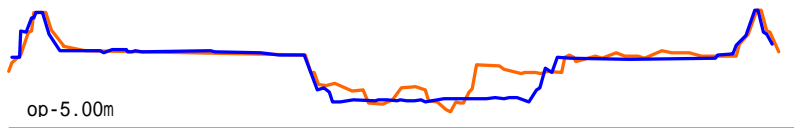
河川の縦横断測量を行い堆積土砂の状況を把握する。

概要

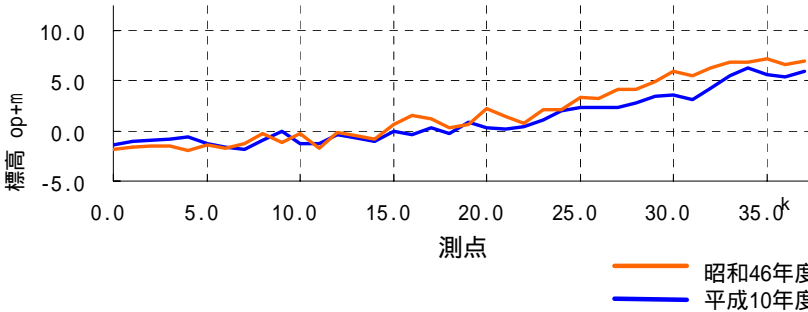
(淀川の場合)  
河床変動の確認

河道の流下能力、河床変動等の状況及び傾向を把握し、適切な河道管理を行う。

横断図  
(22.0k)



縦断図



- 横断図、縦断図を重ねた参考例 -

整備効果

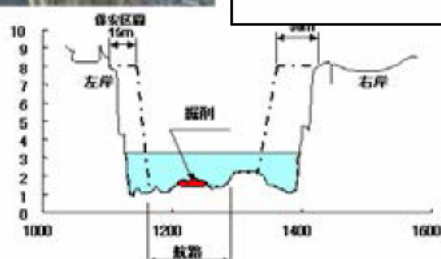
1. 河道内の堆積土砂を掘削することにより、河道の流下能力確保を行う。
2. 特に、10 km付近における堆積土砂を採取し、淀川大堰の閉鎖機能を恒久的に維持させるものとする。
3. 緊急船着場完成区間で水深の浅い箇所では、堆積土砂を掘削し、常時水深の確保を進めることにより、舟運の促進が図れる。
4. なお、掘削にあたってはコンクリート用骨材として利用可能なものについては 砂利採取許可を行い、資源の有効活用及び掘削経費の節減を図る。

## ●概要

## 航路維持のための河床掘削



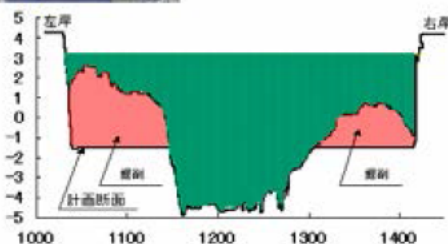
航路維持のために  
堆積土砂を掘削



## 淀川大堰の機能維持のための河床掘削



大堰ゲートの閉鎖  
機能を維持するた  
めに河床掘削



## ●委員会等からの意見

河道内堆積土砂等の管理は、河川環境に十分配慮して実施する必要がある。

## ●進捗状況報告

継続実施中

流域の総合土砂管理については検討中



安全利用のための対応

具体的な整備内容

河川敷へのアクセス改善(バリアフリー化等)を継続実施する。なお、河川利用者の安全確保を目的に設置した、河川敷及び堤防天端のバイク止め等が、自転車や車椅子の快適な通行を阻害していることから、バイク止めの構造・設置方法について検討する。

スケジュール

主に公園区域で実施

H15	H17	H19	H21	H23	H25

継続実施

——— 継続実施

検討・実施内容

実施にあたっては背後地の状況や地域要望等を踏まえ実施する。

既存の坂路、階段等でバリアフリーを考慮していない施設や老朽化している施設は改築・補修に合わせ実施する。

概要

河川敷へのアクセス改善の実施事例

障害者の方やお年寄り、幼児など誰もが安全・容易に河川へアクセスできるように、坂路の緩傾斜化や階段の手摺の設置などバリアフリー化に努める。



緩傾斜坂路



飛び出し防止施設



手すり付き階段



車椅子の通行に配慮した坂路の整備(淀川の事例)

## 概要

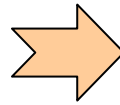
### バリアフリー化

河川にアクセスする坂路や階段などをバリアフリー化することによって、利用者を選択せず、健康や体力の向上や憩いの場としての河川利用が促進される。また、沿川の福祉・医療施設が医療やリハビリに利用することが出来る。

坂路: 拡幅及び勾配を緩くすることや舗装を行うことにより、車椅子や高齢者の方々が通行しやすくなる。

階段: 階段に、手すりの設置、低段差化などを行うことにより、堤防への上り下りが容易になる。

また、堤防天端や進入路などには、バイク等の侵入や不法走行を防止するため、車止めを設置しているが、歩行者や自転車等がよりスムーズに通行できるよう、メンテナンスフリーとあわせて施設の改善を検討していく。



車止めの改善例(車椅子等の通行に配慮)

### 委員会等からの意見

河川敷へのアクセスのバリアフリー化に際しては、継続実施、検討を推進するべきであるが、河川の生態系保全、自然再生の見地から過度の整備は差し控えるべきである。

河川敷へのアクセスのバリアフリー化に際しては河川の生態系保全、自然再生の見地から過度の整備は差し控えるべきである。整備にあたっては以下の点に配慮して実施する必要がある。

- ・住民や利用者とくに障害者などの意見が反映されることが望まれる。
- ・公園的利用を促進するような安易な整備は避けるべきである。
- ・整備によりバイク等が入り歩行者や河川敷の生物に影響がでないようにするため、車椅子は入れるが、バイクの侵入は防止できるような車止め等の研究・開発が必要である。

### 進捗状況報告

継続実施中

安全利用のための対策(淀川、宇治川、桂川、木津川)

●具体的な整備内容

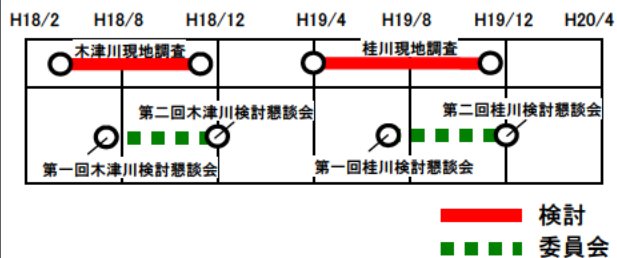
歩行者や自転車が堤防の天端や河川内を安全に連続して移動ができない区間では、人が河川を縦断的に移動ができる連続性のある小径等を確保する。

●検討・実施内容

歩行者や自転車が堤防の天端や河川内を安全に連続して移動ができない区間では、人が河川を縦断的に移動できる連続性のある小径を整備する。

●スケジュール

宇治川伏見区で試験実施

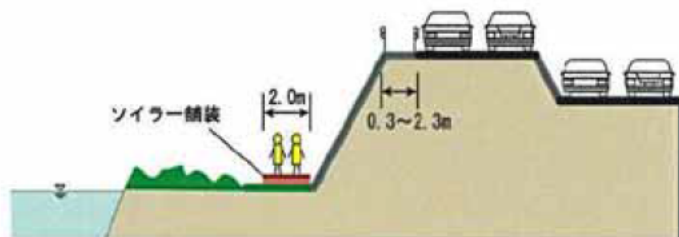


●概要

(宇治川右岸:三栖洗堰~近鉄宇治川橋梁)



小径整備パース

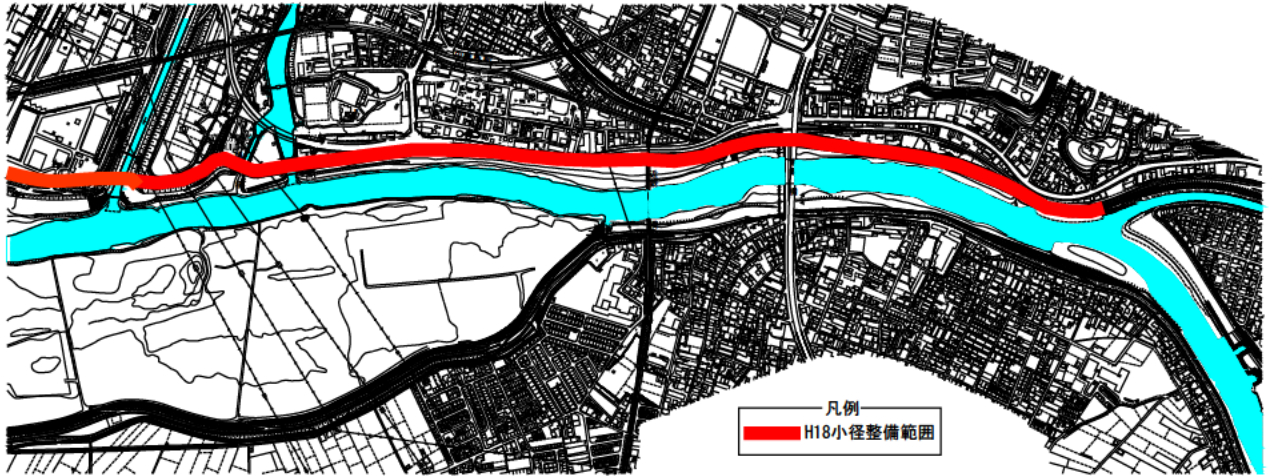


小径整備イメージ横断面図



**●概要**

(宇治川右岸:三栖洗堰～近鉄宇治川橋梁)



小径整備範囲

**●委員会等からの意見**

安全利用のための対策の実施にあたっては、河川の生態系保全、自然再生の見地から過度の整備は行わないこと。

実施・検討にあたっては以下の点を考慮する必要がある。

- ・障害者などの意見を反映させる工夫が必要である。
- ・生態系の回復を行っている箇所については安易に通路をつけるべきではなく、バイクなど予想外の利用が行われないよう実施の場所を慎重に検討するべきである。
- ・整備後には、楽しさ、おもしろさ、怖さなど水辺のもつ多面的な意味を利用者が理解できるような働きかけ、仕掛けも検討されたい。

**●進捗状況報告**

宇治川基本プランを策定済み

桂川・木津川・本川について検討中

## 安全利用のための対応(瀬田川水辺散策路)

## ●具体的な整備内容

瀬田川においては、水辺に親しみ、河川利用拠点間を安全・快適に移動できる散策路整備を継続実施する。(名神高速道路瀬田川橋梁下流～瀬田川洗堰区間)

## ●事業費

- ・全体事業費 約26億円
- ・うち執行済 約 8億円
- ・うち整備計画期間内 約12億円
- ・うち整備計画期間以降 約 6億円

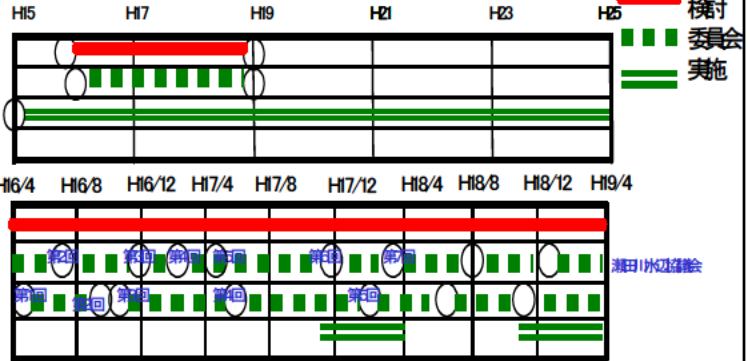
## ・事業の数量・諸元等

事業範囲 整備計画期間内L=7km

継続部分(L=2.0km)を除きその他は、環境・景観等を考慮し、整備方法等の妥当性等について瀬田川水辺協議会や瀬田川水辺協議会対話集会等の意見をきき実施。

- ・うち整備計画期間内の数量・諸元等 同上

## ●スケジュール



## ●平面図



なお、点線矢印の箇所については、美しい景観が残っていることから現況の景観を保全する予定である。



## 横断図

## 稲津継続部分



高水敷整備前



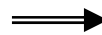
高水敷散策路整備状況



捨石設置状況

## 整備効果

平成6年度より整備してきた当該地区上流の「唐橋公園」付近の整備済み区間において、水辺に親しむ空間として広く市民に利用されている。また、不法駐車のを是正対策も兼ねて整備したことにより、河川環境の改善にも効果があった。現在、散策路は自転車等による通勤・通学路として利用する人も増えている。



不法駐車のを是正



### 提案理由(代替案含む)

瀬田川は、琵琶湖と京阪神経済圏を貫流する淀川との接点に位置し、自然・社会・歴史的に重要な存在である。

瀬田川周辺には、石山寺・建部大社・立木観音や瀬田唐橋・旧南郷洗堰といった歴史・文化的遺産が点在し、大日山や鹿跳といった美しい山水風景をかもしだす箇所も有している。これらは、瀬田川の清流と調和して、四季折々において人々の心にしみいる風景を創り出している。

唐 橋



旧南郷洗堰

石山寺



建部大社



河川沿いには歩道のない幹線道路が走り危険であり、人が川に近づきにくい状況である。



そこで、瀬田川環境整備を進めることによって瀬田川とその水辺、そして周辺の自然・歴史・文化的資源とが織りなす景観の資源的価値を高め、瀬田川の清流と沿川の美しい風景のなかで遊びつろぎ、ゆっくりと去りゆく時を心ゆくまで満喫できる河畔創造を図る。また、瀬田川の美しい河畔景観を後世へと継承していくため、水辺景観の構成要素となる植生等水辺生態系の創出を図る。

### ●委員会等からの意見

安全利用のための対応の実施にあたっては、河川の生態系保全、自然再生の見地から過度の整備は行わないこと。

水辺景観の構成要素として植生の整備を考えるのは妥当である。実施・検討にあたっては以下の点を考慮する必要がある。

・「水辺生態系の創出をはかる」とは、どのような生態系を目標とするのかを検討する必要がある。

・植栽樹種は外来種を選択せず、あくまで地域の自然植生の構成種から選択するべきである。

### ●進捗状況

平成17年度までに、瀬田川水辺協議会を7回、瀬田川水辺協議会対話集会を5回開催し、「水辺の利用」、「水辺の景観」、「水辺の植生」について議論いただいた。(水辺協議会については、利用-4を参照)

その中で出された意見等を踏まえ、散策路整備を継続実施し、平成17年度末で瀬田川左岸部での整備を完了する予定。

また、琵琶湖河川事務所構内を一部開放し、通り抜けを可能としたことから、瀬田唐橋から瀬田川洗堰までの区間が滋賀県整備の歩道「夕照の道」と散策路により、瀬田川沿いを連続して通れることとなった。

### ●今後の見通し等

引き続き、瀬田川水辺協議会及び瀬田川水辺協議会対話集会において、意見等を頂きながら瀬田川右岸部での散策路整備を継続する。

### ●進捗状況

高低差を極力抑えた  
篠部川の渡河構造



時間開放した  
事務所構内の通路  
(6:00~18:00)



安全利用のための対策水難事故防止協議会(仮称)

●具体的な整備内容

○水難事故防止のため、水難事故防止協議会(仮称)を設置し、河川利用者の代表者ととも、対策方法について検討する。○危険な区域や安全な利用方法等についての情報公開及び啓発を引き続き行う。

●スケジュール

	H15	H17	H19	H21	H23	H25
淀川河川事務所管内	関係機関と協議開始		○	協議が完了次第設置。以後定期的に実施		
琵琶湖河川事務所	関係機関と協議開始		○	協議が完了次第設置。以後定期的に実施		
木津川上流河川事務所管内	毎年実施					
猪名川河川事務所管内	関係機関と協議開始		○	協議が完了次第設置。以後定期的に実施		

■ 関係機関協議  
■ 協議会設置

●検討・実施内容

- 水難事故防止協議会(仮称)を設置
- パンフレット等の作成・配布(継続実施)
- 川の安全利用に関する講座や学習活動(継続実施)
- 河川における安全利用点検(継続実施)
- 既存情報掲示板の活用
- 看板の設置
- HPによる危険箇所等の情報提供
- インターネットやiモードによる水文情報提供

●概要

■安全対策

河川は、自然の状態において公共の利用に使用されるものであり、自由使用を原則としている。そのため、河川の自由使用に伴う危険性の回避は利用者の責任において行われることを基本としている。

しかし、河川利用の促進や水辺空間の親水化の結果、人々が水辺に近づく機会が多くなり、水難事故や転落事故の危険性に遭遇する機会も増加している。また、親水化やバリアフリー化により、従来近づくことのがたかった危機回避能力の低い幼児や高齢者、身障者などの利用も多くなっている。

そのため、危険な区域や安全な利用の仕方など、情報公開やPRなどで適切な情報提供を行い、安全で快適な河川利用の促進を進める。



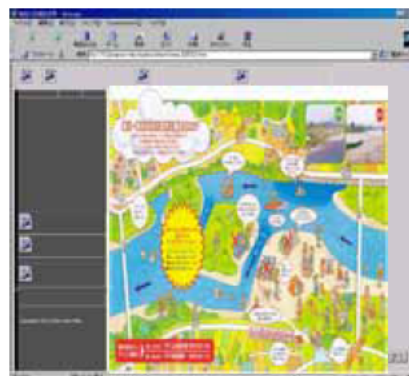
パンフレット等の作成・配布



既存情報掲示板の活用



川の安全利用に関する講座や学習活動(出前講座)



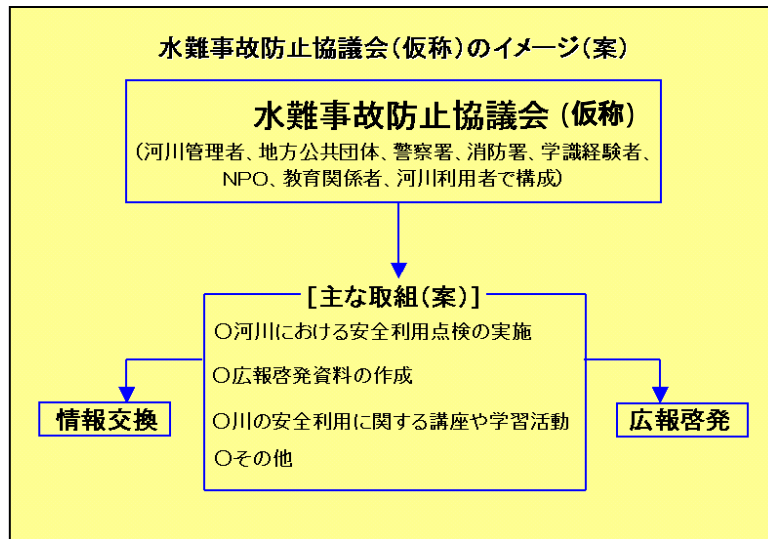
HPによる危険箇所等についての情報提供



## 概要

### 水難事故防止協議会(仮称)の設置

河川管理者、沿川地方公共団体、警察署、消防署、学校関係者、NPO、河川利用者等をメンバーとした「淀川水難事故防止協議会(仮称)」を設立し、水難事故、水難事故防止のための点検や広報活動、水難事故連絡体制に関する事項等を検討していき、安全で快適な河川利用についての情報を広くPRしていく。



## 委員会等からの意見

### (基礎原案への意見)

水難事故防止対策の継続的検討、対策の実施、協議会の設置は推進する必要がある。以下の点に配慮して、実施・検討する必要がある。

- ・水難事故の事例分析を行い今後の対策の基礎とすること。
- ・垂直護岸の安全対策の検討など河川構造や管理のあり方の研究が必要である。

### (基礎案への意見)

水難事故の防止は、河川環境学習の取り組み、河川レンジャー制度、河川保全利用委員会、水害に強い地域づくり協議会、学校教育・高齢者福祉行政等との連携の枠組みの中で実施できるのではないかと考える。

水難事故は、往々にして河川という自然についての理解の不足または欠如、自己の能力過信または判断の誤り、危険情報の軽視や無視、地元住民とのコミュニケーション不十分などが原因で発生することが多い。住民が普段から河川と付き合い、河川維持管理や河川体験学習に参加し、河川レンジャーや水害につよい地域づくり協議会などの活用によって、普段から住民相互が河川の特長、気象などについて学び、語り合う機会や場を設け理解を深めることが重要である。

水難事故防止協議会の設置については、上記の各施策・制度等の併用や連携について十分検討することが必要である。また、名称については、「河川安全利用推進協議会」が望ましい。河川改修や河川施設の整備にあたっては、過去の水難事故の発生原因の調査・検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの危険性評価に関する知見の蓄積と技術向上が重要である。

## 進捗状況報告

継続実施中(計画 - 1と同時)

河道内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策

●具体的な整備内容

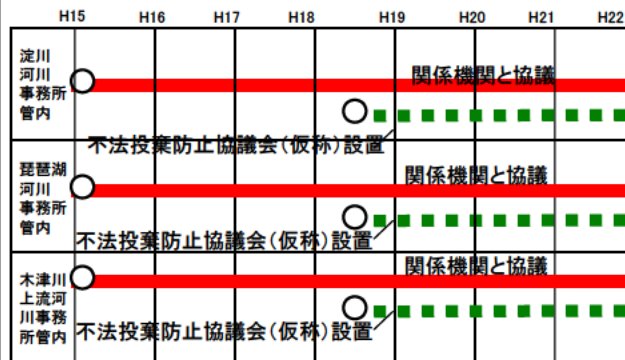
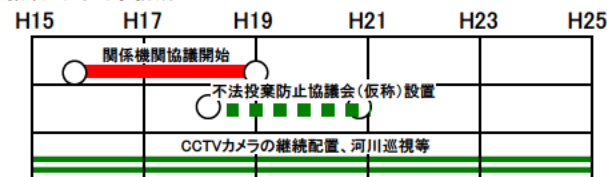
- ・良好な河川環境を維持するため、住民団体および地域に密着した組織と協力した美化・清掃活動及び塵芥処理を継続実施する。
- ・管内空間監視用カメラを利用した平常時の監視及び河川巡視を強化する。
- ・不法投棄の摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関等との連携及び組織を設置する。
- ・住民団体及び地域に密着した組織による河川愛護活動ならびに不法投棄マップの作成、看板設置・マスメディアを活用し、住民に啓発を行う。

●検討・実施内容

- CCTVカメラの配置を継続的に実施
- 河川巡視の強化
- 不法投棄防止協議会(仮称)を関係機関と協議し設置
- 不法投棄マップの作成、看板の設置、マスメディアを活用した啓発の実施

●スケジュール

猪名川河川事務所



■ 関係機関協議  
■ 協議会設置  
■ 実施

●概要

■CCTVカメラ設置例



河川監視用カメラ装置



一体型高速回転カメラ装置

■河川巡視の強化

- ・地域連携による河川巡視の強化
- ・投棄箇所のデータベース化による効率的な巡視
- ・CCTVによる巡視の強化 等

■不法投棄マップ等による啓発活動及び地域と一体となった河川愛護活動状況



(不法投棄マップ)



(クリーンキャンペーン)

## 概要

## 不法投棄防止協議会(仮称)の設置事例

## 不法投棄等撲滅京都府民会議の方針(案)

## 不法投棄をさせない、許さない地域づくり

～それぞれの地域で以下の取組を推進～

## 地域住民と協働した府民運動の展開

- |                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| ① 不法投棄撲滅キャンペーンの実施 | ② 不法投棄防止パトロールの実施             |
| ③ 広報啓発資料の作成・活用    | ④ 投棄物の発生抑制、再使用、再利用及び減量化対策の推進 |

## 不法投棄等の未然防止対策

- |   |              |
|---|--------------|
| ① 不法投棄の早期発見と情報提供                                | ② 監視パトロールの実施 |
| ③ 不法投棄防止対策の推進<br>・立て看板・防止柵の設置<br>・不法投棄使用車両の通行制限 | ④ 廃棄物適正処理の徹底 |

## 委員会等からの意見

河道内ゴミの処理、不法投棄の防止は、緊急に実施する必要がある。

以下の点に配慮して、実施・検討する必要がある。

- ・監視カメラによる夜間監視も検討するべきである。
- ・美化・清掃活動および塵芥処理、罰則強化などの対策だけでなく、地域住民とともにゴミマップを作成するなど協働に向けたソフト的取組みも必要である。

## 進捗状況報告

清掃活動・塵芥処理・河川巡視を継続実施



河川環境の保全のための指導

●具体的な整備内容

河川環境の保全のため、巡視を行い、不適切な河川内の利用に対して指導を行う。

●スケジュール



●概要

河川区域の巡視

出水時の巡視

平常時の巡視

- ・委託巡視
- ・職員巡視
- ・モニター、地域住民、市民団体からの通報
- ・関係機関との連携
- ・河川レンジャーとの連携

河川工作物の維持状況の把握

河川区域における違法行為の発見

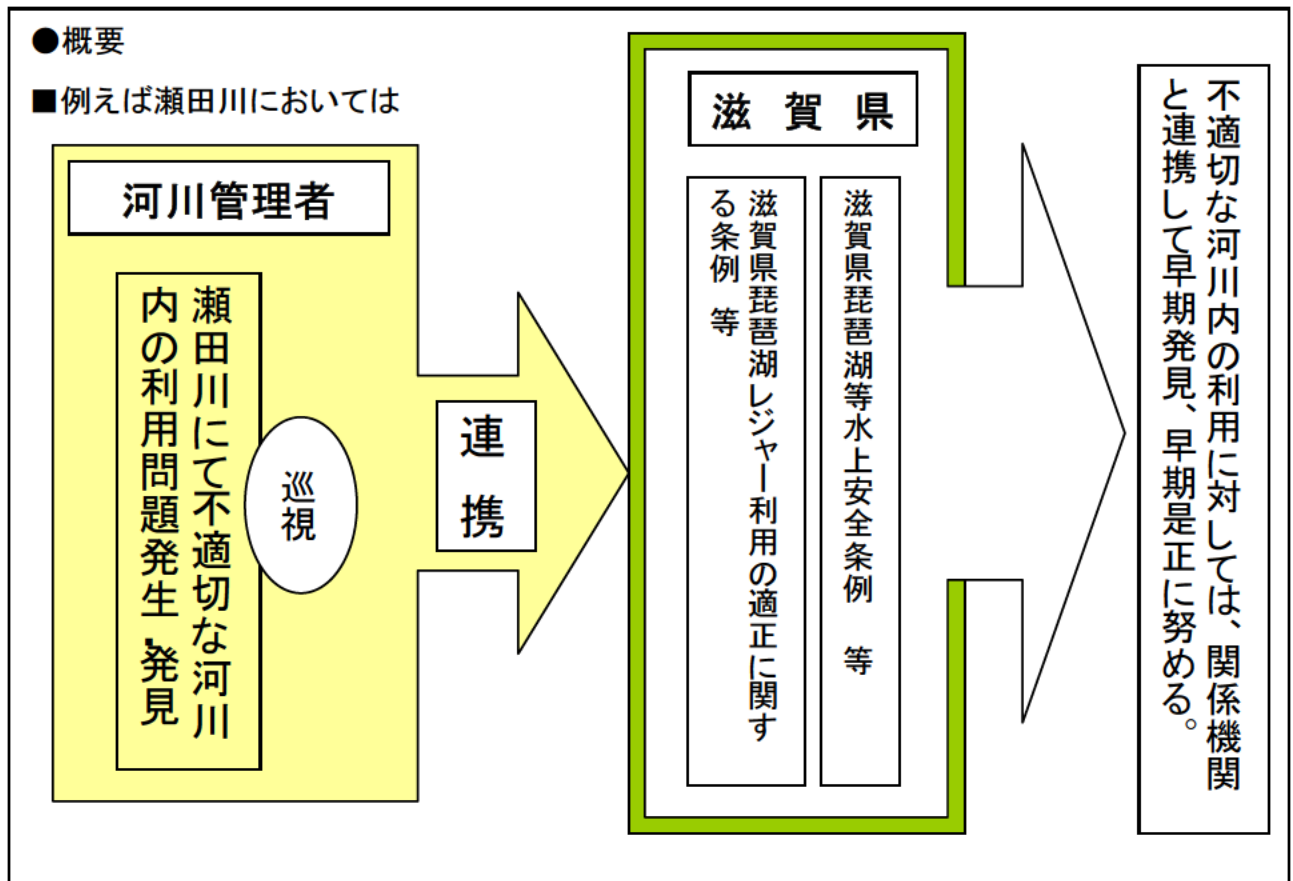
河川空間の利用に関わる事項の収集

河川の自然環境に関わる事項の収集

早期の発見情報の収集

不適切な利用、自然環境に関わる異常等を早期に発見及び情報の収集を図る

河川環境に関わる事項の早期の指導・是正を図る



●委員会等からの意見

不適切な河川利用に対しては、通報・阻止・排除など適切な対応を行い、河川環境の保全をはかることが必要である。

実施にあたっては、地域住民や住民組織の理解のもとで協働して実施することが望ましい。

●進捗状況報告(淀川、琵琶湖、木津上、猪名川)

継続実施中

(淀川)

城北ワンドにおいてイタセンパラ密漁対策(イタセンパラ協議会によるパトロール)を実施

(琵琶湖)

河川巡視による定期的な巡視の他、5月の連休及び年末年始の休日時に巡視を実施。

河川愛護モニターとの連携による河川状況の把握を実施。

●今後の見通し等

(琵琶湖)

河川愛護モニターとの連携を継続して実施する。ボランティア・サポート・プログラム制度を活用した地域住民との連携を図る。

(木津上)

市民団体等との連携。

(猪名川)

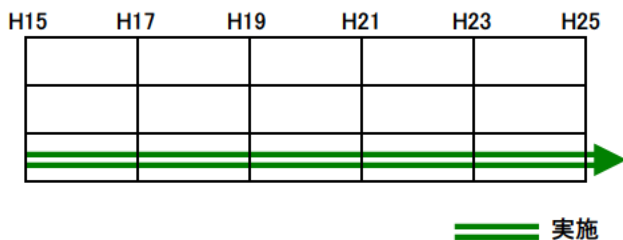
不適切な河川内利用者に対して指導を実施すると共に、看板設置等による啓発活動の実施。

テロに対する危機管理の対策

●具体的な整備内容

情報連絡体制の確立など事前の措置及び不審物等に対して河川区域の巡視点検を継続実施する。

●スケジュール

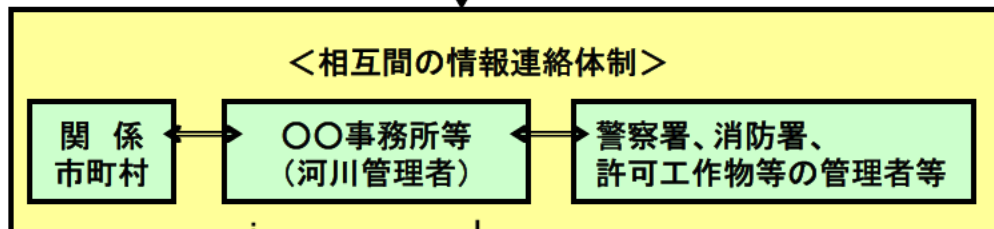


●概要

危機管理情報に関する伝達体制

事前情報(第一報)の受信

関係機関との情報連絡体制の確立



本省等への迅速かつ確実な情報伝達の実施

(指定区間)

都道府県

(直轄区間)

地方整備局

国土交通本省

内閣官房



## 概要



河川巡視の状況

監視カメラ(CCTV)  
の設置状況

## 委員会等からの意見

テロによるダム等河川管理施設や橋梁の破壊、水質汚染などを防止する事業を強化する必要がある。以下の点に配慮して、実施するべきである。

- ・危機管理情報に関する伝達体制の確立、並びに危機管理マニュアルの整備、想定演習の実施
- ・不審物・不審浮遊物に対する河川区域の巡視点検

## 進捗状況報告

継続実施中